合を含む。）、第二十三条第一項及び第四十八条第一項（国の施行法第四十九条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）第一項若しくは第二項、昭和六十年国の改正法附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年国の改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項又は第二項の規定による控除前の退職共済年金の額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて退職共済年金の額とする。

2　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。

第五十三条の十六の八　附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに国の新法の規定による遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の国の新法の規定による遺族年金及び通算遺族年金に限る。）について、法第四十六条若しくは第九十九条の六、昭和六十年改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第三項又は国の新法第四十四条若しくは第九十三条、昭和六十年国の改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、昭和六十年国の改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の国の新法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の国の新法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十七条の規定（以下この条において「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第五十三条の十六の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における退職共済年金の額の特例）

第五十三条の十六の九　法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合又は法第八十条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定及び附則第五十三条の十六の七の規定の適用については、施行法第十三条の二第一項中「対する退職共済年金の」とあるのは「対する退職共済年金の額から新法第八十条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」と、附則第五十三条の十六の七第一項中「控除後年金総額」という。）」とあるのは「控除後年金総額」という。）から加給年金額（法第八十条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加給年金額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

2　退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該退職共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の額の特例）

第五十三条の十六の十　共済控除期間等の期間（施行法第十三条第一項に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは「追加費用対象期間の月数から前条第一項に規定する共済控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における障害共済年金の額の特例）

第五十三条の十八の二　法第八十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された障害共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又は第二十五条の六各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における施行法第二十二条の二（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、施行法第二十二条の二第一項中「）の」とあるのは「）の額から新法第八十八条第一項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」とする。

2　障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（障害を併合しない場合における障害共済年金の額の特例）

第五十三条の十八の三　第二十五条の十第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合における施行法第二十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十五条の十第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で共済控除期間等の期間を有するものに係る障害共済年金の額の特例）

第五十三条の十八の四　共済控除期間等の期間（施行法第二十二条に規定する共済控除期間等の期間をいう。）を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対する施行法第二十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは「追加費用対象期間の月数から前条に規定する共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。